

2022年11月16日

神戸市交通事業管理者
城 南 雅 一様

神戸交通労働組合
執行委員長 五百旗頭 英裕



弁護士調査中間報告の対応に関する申入書

日頃から、職員の労働条件や職場環境の改善をはじめ、労働安全衛生の確立に向けてご尽力いただきしておりますことに敬意を表します。

さて、10月18日の都市交通委員会で示された「市バス営業所の職場環境に関する弁護士調査中間報告および今後の対応について」の初動対応として、同日に「交通局自動車部営業所 人事・組織運営方針」が急遽発出された。

この人事・組織運営方針は、現場職員の意見を聞き入れることなく、当局側が一方的に決定したものとなっており、現場職員の混乱と不安を招いただけでなく、モチベーションを低下させるような理解しがたい内容である。さらには、労働組合の弱体化の意図がうかがえ、到底容認することはできない。

職員のモチベーションの維持を図り、健全かつ公正な労使関係を保つため、下記のとおり改善するよう申し入れる。

記

1. 「交通局自動車部営業所 人事・組織運営方針」について
人事異動の方針および当面の人事異動について、現場職員の意見を取り入れ、職員のモチベーションが低下しないよう配慮した内容に変更すること。
2. 不当労働行為について
人事異動などを含め、明らかな不当労働行為を行わないこと。
3. 第三者委員会の設置について
第三者委員会の設置基準および今後の対応方法を明確にすること。

以上